

令和2年10月7日

西村委員

私からは、かながわ電子入札共同システムについて伺います。

かながわ電子入札システムには、受注者が入札参加資格を申請する際に用いる資格申請システムがありますが、基本的な確認や改善の検討状況について質問します。

まず、確認の意味で、かながわ電子入札共同システムとは、どのようなものでしょうか。

事業管理部長

かながわ電子入札共同システムは、入札事務に関する一連の業務を電子化することで、インターネットを通じて手続を行えるようにしたもので、県と県内の28市町村及び神奈川県内広域水道企業団が共同で運営をしており、約1万2,000の事業者が利用しています。

かながわ電子入札共同システムで取り扱う業務は大きく分けて三つあります。

一つ目として、事業者から入札に参加するための資格申請を受け付ける業務、二つ目として、入札公告や入札結果などを公表する情報提供業務、三つ目として、実際の入札案件の執行業務となっております。

これら三つの業務にそれぞれ対応した資格申請システム、入札情報サービスシステム及び電子入札システムの3システムで構成されています。

西村委員

業界団体から、この入札参加資格申請の受付時間を延長してほしいという話を伺っていますが、現在受付時間はどうなっていますか。

事業管理部長

入札参加資格申請の業務を行うための資格申請システムの運用時間ですが、現在、平日の午前8時半から20時までとしています。委員御指摘のとおり、業界団体からは休日や夜間22時まで運用時間の延長を求められており、対応の検討を行っています。

西村委員

長年御要望いただいていると思いますので、早急に御検討いただきたいと思いますが、資格申請システムの利用状況はどうなっていますか。

事業管理部長

まず、月単位でのアクセス状況ですが、直近6か月においては、月1万件程度となっております。また、この入札参加資格認定の定期申請ですが、これは2年に一度、10月及び11月に行われるため、この時期は特にアクセスが多くなっております。前回、平成30年10月、11月の定期申請時においては、月約7万件的アクセスがありました。

また、次に利用時間で見ますと、おおむね14時台が最もアクセス数が多く、全体の10.6%程度となっております。次にアクセス数が多いのが10時台で、全体の11.5%程度となっております。16時台以降、アクセスは徐々に減少しており、19時以降の利用はおおむね全体の2.6%程度と少なくなっております。

西村委員

今、まさにその定期申請の時期かと思いますが、資格申請システムの稼働時間の延長について検討されているということで、具体的に検討状況を教えてください。

事業管理部長

要望を受けて、資格申請システムの稼働時間の延長について、二つの面から検討を行いました。

一つ目として、委託事業者における資格申請システムの保守の面においてですが、現在、夜間及び休日に実施している全体のバックアップ処理などのためのプログラム修正が発生することがあります。

二つ目として、委託事業者の人員体制の面から検討しましたが、稼働時間の延長を行うことで、延長時間における機器の保守等のための要員増が発生します。そのための委託費用としては、およそ年間1億円程度の増加が見込まれます。

一方、現在の利用状況ですが、夜間にかけて利用が減少している状況がありますので、現在の費用対効果としては限定的であると考えておりますが、引き続き利用者の利便性向上を図る方策については、幅広く検討していきたいと考えています。

西村委員

皆様課題はおありのようですが、先ほど御報告いただいた定期申請の時期は月7万件を超えてくるということでもありますから、入札参加資格の定期申請の受付の時期、利用者の利便性の向上に向けて特別にしていくことがあるのではないのでしょうか。

事業管理部長

定期申請の受付に当たり、一時的に増加する問合せに対して、申請処理をより円滑に進めていただくために、二つの取組を行っております。

まず一つ目ですが、今回の定期申請の受付に合わせ、令和2年8月30日からホームページに定期申請の手順を分かりやすく説明した特設のページを開設しました。

二つ目としては、利用者からの問合せに対応するコールセンターにおいて、定期申請の受付に合わせ、令和2年10月1日からオペレーターを3名から5名へ増員しております。

このほか、次回の資格申請システム更新の際には、定期申請の時期に資格申請システムの処理速度を向上させ、待ち時間を短縮できるかといった検討を進めたいと考えております。

今後も利用者の声を伺いながら、入札に係る資格申請システムの利便性の向上に向けて検討を行ってまいりたいと考えています。

西村委員

資格申請システムに係る改善検討は、よく理解しました。入札を扱うということで、極めて高い情報管理が求められるシステムだけに、その取扱いには十分注意が必要だと思います。

ただ、一方で、近県では資格申請システムの利用時間の延長が行われたよう

でありますので、本県における改善も必要と考えます。今後、資格申請システムの改善を検討する際には、費用対効果の視点はもちろん必要だと認識をしておりますが、ユーザーの意向を十分踏まえて、申請が集中する定期更新の時期などは、特に資格申請システムの定期更新、定期申請の処理速度等の対応はお話ありましたが、それだけではなく、平日に加えて土曜日にも利用可能にすることや、利用時間をその時期だけでも延長するなど、様々な検討を進めていただくことを要望します。

今回の本会議での一般質問で、我が会派の渡辺ひとし議員から住宅セーフティネットの強化について質問しました。

この住宅セーフティネット制度は2017年10月からスタートをしていて、公営住宅の大幅な増加が見込めない中で、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世代の方々に住宅のセーフティネットとしてお届けをする民間のための制度と認識しておりますし、我が会派でも繰り返し質問してまいりましたが、当初質問したときには、登録数がすごく少なくてどうなるのかと思いましたが、昨年度末の状況に比べてこの登録戸数が相当増え、御努力していただいたと認識をしております。

登録は順調に進んでいますが、一方でバブル期に建てられた賃貸ワンルームマンションの空き家がとて多くなってきています。セーフティネット住宅に登録したくても、基準を満たさないため登録できないという話も業界団体の方々に伺っていますが、具体的にどのような登録基準となっているのか確認します。

住宅計画課長

セーフティネット住宅は、国により登録できる住宅の構造や規模、設備について基準が定められています。構造については、新耐震基準に適合するなど耐震性を有すること、規模については、住区の床面積は25平方メートル以上であること、設備については、台所やトイレ、浴室等を設置していることとなっております。

この基準のうち、構造を除く規模及び設備の基準については、地方公共団体が地域の実情に応じて緩和することができることとされております。

西村委員

この制度を推進していくためには、空き家の有効活用がとて重要になってくると思いますが、県内の賃貸住宅の空き家の状況はどのようなになっているのでしょうか。

住宅計画課長

現在、県内の民間賃貸住宅には約9万戸の空き家があります。このうち、床面積が25平方メートル未満の空き家は約3万8,000戸で、空き家全体の約4割となっております。

西村委員

こうした住宅ストックの状況などを踏まえて、登録基準の見直しについてどのようにしていこうと考えていますか。

住宅計画課長

県としては、床面積が25平方メートル未満の空き家をセーフティネット住宅

として活用できれば、比較的家賃の安い住宅をより多くの要配慮者の方々に提供できるようになること、また、要配慮者を支援する福祉関係団体からも、小規模な住宅を登録できるようになれば家賃が安くなり、要配慮者の方の負担が減るので助かる、生活保護世帯にとっては、住宅扶助の範囲内で住まいを確保しやすくなるといった御意見をいただいていることから、この基準を下げる検討が必要だと考えております。

西村委員

住宅扶助上限額は、一般的には4万1,000円と言われておりますが、より住みやすいと言いますか、住める環境を見つける手立てとして進めていただきたいと思えます。

今後、登録基準の緩和について検討を始めるとのことですが、具体的にどのように検討されていくのでしょうか。

住宅計画課長

具体には、要配慮者のニーズや居住実態、家主の意向等を把握するため、要配慮者を支援する団体や不動産店等からヒアリングを行い、住宅ストックの状況や近隣都県の状況なども踏まえ、学識者や福祉関係者等で構成される県住宅政策懇話会の場を活用し、御意見を伺いながら登録基準の緩和についての検討を進めてまいります。

西村委員

コロナ禍の中、雇用情勢は悪化をしており、要配慮者のための住宅を可能な限り確保していく必要があると考えます。空き家の有効活用を図るためにも、セーフティネット住宅の登録基準の見直しを早急に行い、住宅セーフティネット制度の強化に向けてしっかりと取り組んでいただきますよう要望して、私の質問を終わります。

## 意見発表

西村委員

私は、公明党神奈川県議会議員団を代表して、当常任委員会で取り上げてまいりました諸課題について、意見、要望を申し上げてまいります。

まず、これからの時代に相応しい水道システムの構築について申し上げます。5事業者が目指す最適な施設配置の実現に向けては、水道水の供給に影響を与えないための工事期間の調整など、相当の期間を要することは理解しました。しかし、水需要の減少や更新需要の増大は避けて通れない課題であり、着実に進めていただきますよう要望します。

また、県内のほかの水道事業者が値上げを想定しているとのことで、県営水道の利用者の方からも値上げに関する不安の声をいただきました。現段階での料金の見直しはないとのことですが、県として引き続き水道料金の安定にも努力をいただきますようお願いいたします。

次に、県営水道のPRと取組についてです。県営水道では、かながわプラごみゼロ宣言を進めるため、水道水のおいしさや安全性をPRする取組として活用してきたペットボトル水、おいしい水 森のハーモニーの製造を中止し、今後はウオーターサーバーの設置へと移行していくとのことでした。

我が会派の提案を受けたこの取組を評価するとともに、コロナ禍の収束時には設置第1号の鎌倉市に続き、オリンピック開催地の藤沢市をはじめ、県営水道利用の市町に広く展開をされますよう要望します。

次に、県営住宅における共益費の徴収についてです。共益費の徴収については、自治会役員の高齢化に伴い、徴収に困難を来すケースが増えてきており、今定例会の我が会派の本会議での代表質問において質疑しました。県による共益費の徴収を実施するには、解決すべき課題があると理解をしておりますが、先行して実施している都府県もあり、条例制定を見据え、効果的な制度として実現されますよう要望します。

次に、県営住宅の駐車場対策について申し上げます。先般、県営住宅駐車場の保証金、使用料に係る還付漏れが判明しました。県当局には猛省を求めるとともに、再発防止の徹底をお願いいたします。

一方、居住者の高齢化は、駐車場利用にも大きく影響しており、御自身は運転をやめられ、駐車場を返還されても、外部に住む入居者の親族が訪問をされる、または介護事業者を利用され、その福祉車両のための駐車スペースが必要になるなど、駐車場の新たなニーズが顕著になっています。高齢化に伴った駐車場活用の新たな考察、検討を進められますよう要望します。

次に、住宅セーフティネットの強化についてです。我が会派の本会議での一般質問での提言を受け、登録基準の見直しを行い、25平米以下の空き部屋活用を進めていただけるとのことで、期待しております。コロナ禍の中、雇用情勢が悪化し、住宅確保要配慮者のための住宅確保は喫緊の課題となっております。早急に登録基準の見直しを行い、対応されますよう要望します。

最後に、かながわ電子入札共同システムについて申し上げます。利用者の利便性の向上のため資格申請システムの利用日、利用可能時間の拡充について質問しました。資格申請システムの安定的な運用の維持、延長による諸経費の発

生など、課題があることは認識しましたが、近県では利用時間の延長などが既  
に実施をされており、本県における改善も必要と考えます。

申請が集中する定期更新について、次期から対応できるよう検討を進められ  
るよう要望します。

以上、意見、要望を申し上げ、当委員会に付託された諸議案に賛成をします。